

科学技術イノベーション戦略協議会の 設置について(案)

平成24年1月26日
科学技術イノベーション政策推進懇談会

1. 科学技術イノベーション戦略協議会のミッション

- 第4期基本計画の第Ⅱ章、第Ⅲ章に示された科学技術イノベーション政策に関し、課題達成の観点から、府省の枠組みを超えて国として取り組むべき戦略、取組み内容案を具体化する。
- 研究・技術開発のみならず、イノベーションを実現するために必要なシステム改革(規制・制度改革、導入促進策等)を含めた全てを協議対象とする。
- 協議結果は、科学技術重要施策アクションプラン(AP)の政策課題、重点的取組(予算、制度改革のいずれも含む)として取り纏め、科学技術イノベーション政策の実行に具体的に反映する。

<共通するシステム改革の取扱い>

- 各戦略協議会におけるイノベーションを実現するためのシステム改革に関する議論を、科学技術イノベーション政策推進専門調査会において俯瞰的にとらえ、これらに共通する事項を検討する。

1

2. 組織的位置づけ

- 科学技術イノベーション政策推進専門調査会の調整の下で設置。
- 各戦略協議会における運営には一定の自律性を確保しつつ、専門調査会と緊密に連携。

3. 設置対象とするユニット

- 戦略協議会を設置
 - グリーンイノベーション
 - ライフイノベーション
 - 復興・再生
- 設置の可否を引き続き検討
 - 産業競争力
 - 国家基盤
 - 国民生活
- 戦略協議会以外の組織により対応
 - 基礎研究
 - 人材育成

※まずは大きい課題ごとに戦略協議会を設置し、協議の中で、必要に応じて、個別課題ごとに詳細に検討するためのサブワーキンググループ等の設置について検討

※共通基盤技術(例:ナテク・材料、情報通信、バイオテクノロジー等)については、各協議会に参加している同一分野の専門家同士の連絡会等を設けることにより、横断的な技術戦略を議論することを検討

2

4. メンバー構成

(以下の構成を基本としつつ、戦略協議会ごとの特性を踏まえ選定)

- 産学官の代表者
 - 産業界(3人)
 - アカデミア(3人)
 - 関係府省(3人)
- 多様で幅広い関係者(3人)
 - シンクタンク
 - NPO
 - ベンチャーキャピタル
 - メディア 等
- 総合科学技術会議
 - 有識者議員(1人)
 - 専門調査会専門委員(1人)

※関係府省からの参画には政策立案、政策執行の両面からの参画が必要。自治体からの参画についても視野に入れて検討

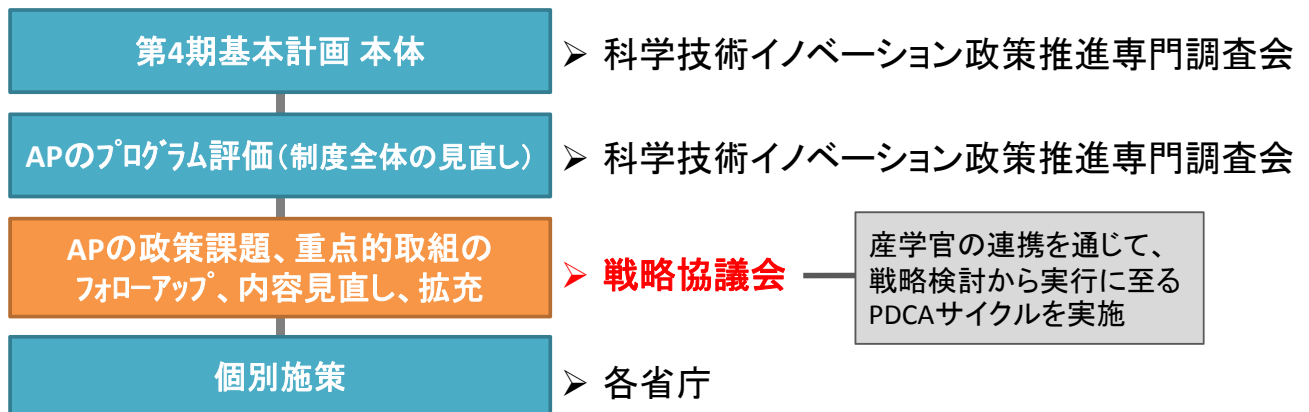
※横串を通す視点、対象領域外からのインプットを確保することに対する配慮が必要

※国民、各種団体等の不特定多数の多様な意見は、公開シンポジウム、ワークショップ、パブリックコメント等で吸い上げ、反映

3

5. PDCAサイクル

以下の階層ごとにPDCAを実施

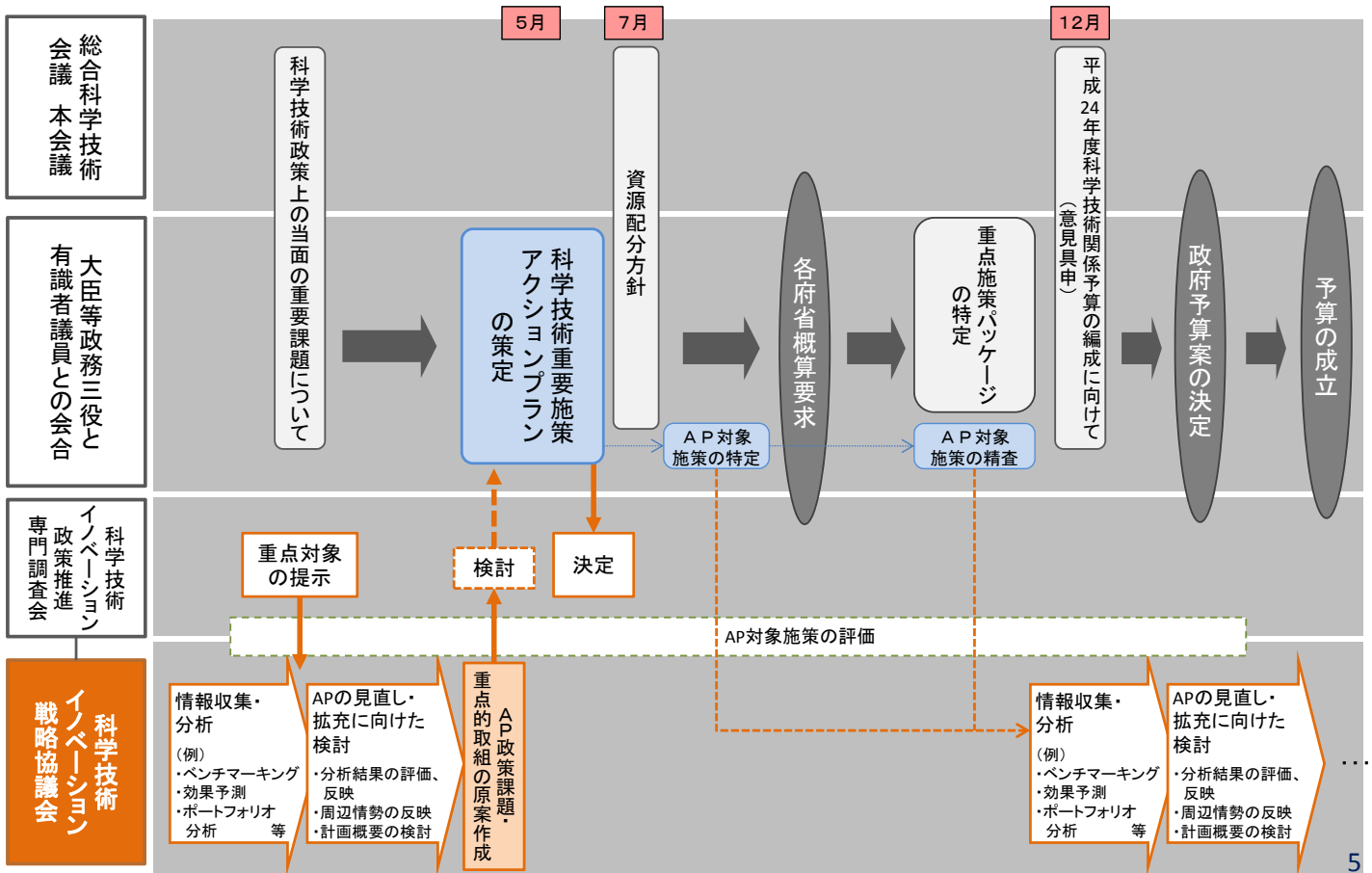


戦略協議会のPDCAに関する論点

- イノベーション創出の視点からの評価軸(あらかじめ設定する目的、目標)として、どのようなものが考えられるか。
(例)経済成長、雇用、生産性向上、起業化、製品化、市場化、特許…
- 実施すべき取組(特にAP対象施策)の特定を、どのような基準で行うか。
- どのように進捗状況を把握・評価するか。
- 改善のためにどのような関与を行うか。

4

6. 戦略協議会の運営(予算編成プロセスへの対応関係)



(参考) 第4期科学技術基本計画における戦略協議会関連記述の抜粋

Ⅱ. 将来にわたる持続的な成長と社会の実現

5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革

(1) 科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化

① 「科学技術イノベーション戦略協議会(仮称)」の創設

(略) 科学技術イノベーションを推進していくためには、産学官をはじめ、多様で幅広い関係者の主体的な参画を得て、将来ビジョンを共有し、総力を挙げて協働できる体制を構築する必要がある。これにより、各参加主体は全体を俯瞰した上で、それぞれの役割を理解し、密接に連携、協力しつつ、取組を推進していくことが可能となる。国は、こうした観点から、重要課題に関する戦略の検討から推進までを担うプラットフォームを構築する。

< 推進方策 >

- 国は、総合科学技術会議(若しくは、これを改組した「科学技術イノベーション戦略本部(仮称)」)の調整の下で、「科学技術イノベーション戦略協議会(仮称)」を創設する。戦略協議会は、科学技術イノベーションの一体的な推進に向けて、重要課題ごとに設置することとし、関係府省や資金配分機関、大学、公的研究機関、産業界、NPO法人等の多様で幅広い関係者の参加により、緊密な連携、協力を行う場とする。
- 国は、幅広い関係者や関係機関の主体的な参画を促進するとともに、関係機関間の連携や調整を担う者(「戦略マネージャー(仮称)」)を指名するなど、支援体制を整備する。
- 戦略協議会は、重要課題の将来ビジョンを明確にするとともに、その実現に向けた戦略策定に資するため、基礎から応用、開発、更に事業化、実用化の各段階に至るまで、各フェーズにおいて推進すべき具体的な研究開発、規制・制度改革、達成目標、推進体制、資金配分の在り方等について、幅広い観点から検討する。総合科学技術会議は、戦略協議会における検討を踏まえ、重要課題達成のための戦略を策定する。

- 戦略協議会は、本戦略の実効性を確保するため、戦略の推進に係る全体マネジメントを担う。大学、公的研究機関、資金配分機関、産業界等の参画機関及び関係者は、「戦略マネージャー(仮称)」の全体調整の下、連携、協力しつつ、取組を推進する。

V. 社会とともに創り進める政策の展開

3. 実効性のある科学技術イノベーション政策の推進

(1) 政策の企画立案及び推進機能の強化

< 推進方策 >

- 国は、産学官の幅広い参画を得て、国が定める重要課題毎に戦略協議会を創設し、ここでの検討を踏まえて、それぞれの重要課題に対応した戦略を策定する。また、戦略協議会において、これらの戦略に基づく取組を推進する。
- 国は、関係府省の連携、協力の下、重要課題に関する施策を総合的に推進する「科学技術重要施策アクションプラン」(以下、「アクションプラン」という。)の取組を拡充するとともに、アクションプラン及び資源配分に関する取組を活用し、予算編成プロセスの改革を進める。アクションプランの策定においては、戦略協議会における具体的な戦略の検討の成果を十分に活用する。

(4) 科学技術イノベーション政策におけPDCAサイクルの確立

① PDCAサイクルの実効性の確保

< 推進方策 >

- 国は、戦略協議会において、それぞれの重要課題に対応した戦略全体の進捗状況を踏まえて、研究開発や推進体制、資金配分等の見直しを行うなど、戦略の柔軟かつ弾力的な推進を図るとともに、これを戦略に適時、適切に反映する。